

●香川県選挙管理委員会告示第22号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月15日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

1,052人